

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ286千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億66,355千円とするものでございます。

まず、8ページの歳出ですが、教育費、中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金286千円の追加でございまして、令和3年8月、松洋中学校の剣道部1名、柔道部3名、陸上競技部1名が兵庫県で開催の近畿大会に出場、また柔道部1名が群馬県で開催の全国大会にも出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。財源は、6ページの歳入で、地方交付税、普通交付税を充当してございます。

令和3年7月30日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

この議案、毎年のようにというか、毎年と言うとちょっと語弊ありますが、ほぼよくお目にかかる案であります。やっぱりもう専決せざるを得ないのか、こういう形を経ないのか、こういう形をしなければならぬのか。

子どもたちの活動のため、そういうことでしょうか、もっと簡単な手続があつてしかるべきのような、これは個人の意見なんですけれども、年初来から、昨年、一昨年、過去5年平均で計上しておくとか、そのような手段を取って、一々この専決という、こういうことを取らずにやるというような方法はないんですか。

誰に聞いていいかわからないのやけれども、どうですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

近隣の市町の状況を見ますと、例年、近畿大会に出場される可能性が十分あるということで、当初予算である程度の経費を見込んでいたという状況も見受けられます。

私といたしましては、令和4年度の当初予算には、ある程度過去の状況を見て出場経費

を計上していきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号））については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 平成25年度から令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第2号 平成25年度から令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による4指標のうち、将来負担比率について修正がございました。

修正の対象は、平成25年度から令和元年度決算に基づく将来負担比率であり、修正の内容については、いずれの年度においても将来負担額となる退職手当負担見込額の算定誤りがあったものによるものでございます。

当町においては、和歌山県市町村総合事務組合に加入しているため、総合事務組合の条例に基づき算定しなければなりません。その際に用いていた退職手当の支給率において、平成25年度から段階的に引下げ改正が行われていましたが、改正前の支給率で算定していたことが判明いたしました。

今回の修正により、全ての決算年度において修正前より下がる結果となりますが、このような誤りを招いたのは、条例の確認不足が原因でございます。令和2年度決算からは、財政担当だけでなく、退職手当の担当である給与担当にも確認させ、チェック体制を強化し再発防止に努めてまいります。

このたびは、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんでした。

以上が、報告第2号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この内容について特段どうこうということではありません。また、この件に関しての次年度以降の取組も、今、申しいただきましたのであれですが、いずれにしてもこういう事案は横への展開をして、より一層、ミスなり、間違いなりを防いでいくというのが、一つ大きな材料だと思っております。ミスをプラスにつなげるというか、そ

の意味で、各課同士、また課の中でも各班同士というんですか、そういう形の連携というか、連絡を密にというか、そういう体制の構築というのは整えられるのかというところを少しお聞かせ願いたいんですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、見落としの原因についてでございます。

財政担当が、令和2年度から会計年度任用職員制度が始まったといったところで、対象者になるということで支給率を見るに当たって条例のほうを見ました。そこで気づいたのが、正職員の支給率についても変わっているといったところが判明いたしまして、それを繰って見ている中で、平成25年度から変更があったといったところが判明したわけなんですけれども、その後、今回については令和2年度の決算といったところで、課のほうの体制といたしまして、給与担当をはじめ、財政担当者、お互い連携を取りながら、今年度からそういったことでミスのないよう努めているところなんですけれども。

今回そういったところで、将来負担比率についてそういったことになったわけなんですけれども、その他の業務についてもそういったことがないように、連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この件に関わってお聞きしたいのは、退職手当のその部分について気がついたということなんですけれども、計算するに当たって、ほかの項目とかでそのように点検が必要な部分とかいうのはこれ以上にはなかったのかということと、今後起こらないようにということで先ほど話がありましたですけれども、そういったところ、全般にわたって、再度、全て点検する必要が出たりすることもやっぱりあるんじゃないかと、そういったのを含めたところで今後の行動が必要ではないかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の退職手当の支給率に誤りがあったといったところなんですけれども、波及するところについては、この健全化判断比率の将来負担比率のその部分だけでございます。ほかの決算関係については、波及する部分はありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 先ほどの谷議員、森本議員にお答えいたします。

このことについては、長である私の責任でございます。取りあえず、そこら辺を加味していただいてどうかご理解いただきたいなど、本当に申し訳なかったということです。

ほかの項目とか、ほかの多寡については、私も決裁なり、上がってきたときにチェック

いたしております。そのときに、数字等間違え、もちろんシステム化はできておりますが、そのシステムに入力するのは人でありますので間違いも出てきております。そういうときは、しっかりこれは間違わないように、住民さんに出すものだから間違わないようにしっかりチェックするようというのを都度都度申しておりますので、はい、そここのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第3 報告第3号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第3号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先に、令和2年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはどちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や、一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.9%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございまして、37.2%でございます。なお、早期健全化基準は350%であります。前年度と比較して、実質公債費比率で0.2%の増、将来負担比率では15.5%の減となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらのいずれの会計につきましても資金不足比率は発生しておりま

せんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には経営健全化計画を定める必要がありますが、当町では全ての基準を下回りましたのでこれらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第3号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今、報告2号で令和元年においてのこの将来負担比率が52.7%、ほんで今回が37.2%、今、いろいろ説明はいただいたんですが、この大きな要因といえますか、ようになっている要因、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、将来負担比率についてですけれども、こちらについては地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合、比率でございます。令和2年度についてですが37.2%、昨年度が52.7%といったところで、15.5%の減といったところでございます。

こちらについての減額の要因ですけれども、これは充当可能基金が増加となったといったところでございまして、ふるさと納税が非常に好調でございました。そういったこととですね、財政調整基金のほうに積立金が約4億円ぐらい積立てすることができました。それが主な要因で将来負担比率が下がったといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ちょっと聞き漏らしたかも分かんのでお聞きするんですけれども、実質公債費比率の6.9%というのは、頂いている資料の中で見ますと、これ単年度の実質公債費比率として見たらいいんでしょうか。3か年の実質公債費比率というのも紹介してくれているんですけれども、この辺との違いをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

実質公債費比率についてですけれども、この健全化の判断比率を求めるに当たっては、単年度の比率ではなくて、全国統一で、3か年平均での比率といったことになっております。よって、令和2年度の実質公債費比率は6.9%といったところで、昨年度と比較しますと0.2%の増といったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第4 議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題

とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56,385千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億22,740千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表債務負担行為補正の変更は、図書館の電算機器リース料において、令和4年度以降に支払う債務負担行為額が減額となりましたので、限度額を引き下げるものでございます。

4ページ、第3表地方債補正の変更は、本年度の普通交付税の算定により、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことによるものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページ、地方特例交付金2,105千円の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税57,994千円の追加は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金272千円の追加は、広域入所の負担金の追加でございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料、キャンプ場使用料1,300千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりキャンプ場を閉鎖したことによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金3,187千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金でございます。補助率は100%でございます。

10ページ、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金98千円の追加は、補助単価の改定によるものでございます。総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金9,422千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金3,803千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。補助率は100%でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金150千円の追加は、社会福祉法人等による減免措置分に係る補助金でございます。児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金98千円の追加は、補助単価の改定によるものでございます。農林水産業費県補助金、農業費補助金、多面的機能支払推進事業交付金544千円の追加は、水土里情報システムデータの更新の補助金でございます。

12ページ、繰入金、基金繰入金、大原俊樹蔵書基金繰入金445千円の追加は、和田小学校の図書室に図書除菌機の導入に伴う実績による減額と図書購入費の追加でござい

す。

諸収入、雑入、売店売上収入120千円の減額は、キャンプ場を閉鎖したことによるもの、過年度子どものための教育・保育給付費負担金12千円の追加、低所得者保険料軽減負担金精算分75千円の追加は、補助事業の精算によるものでございます。

町債、臨時財政対策債20,400千円の減額は、本年度の普通交付税算定により発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページ、総務費、総務管理費、青少年対策費、負担金補助及び交付金192千円の減額は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

諸費、負担金補助及び交付金484千円の減額は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料13,317千円の追加は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費、工事請負費737千円の追加は、カナダミュージアムの敷地内にトータムポールの案内看板を設置するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費3,300千円の追加は、小中学校のトイレを一部洋式化するための費用でございます。備品購入費915千円の追加は、松原小学校に図書除菌機を導入するものでございます。負担金補助及び交付金、事業者応援支援金13,000千円の追加は、和歌山県飲食・宿泊・サービス業等支援金（2期）の支給要件が、令和3年7月から9月の間の売上げ減少に伴うものとなっており、和歌山県の支援策に上乘せするものでございます。交付額、交付対象、交付要件につきましては、お手元にお配りしています資料のとおりでございます。

徴税費、税務総務費、償還金利子及び割引料、修正に伴う還付金1,000千円の追加は、歳出還付の実績見込みによるものでございます。

16ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費、報償費1,230千円の減額、委託料12千円の減額、使用料及び賃借料533千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により敬老会を中止したことによるものでございます。負担金補助及び交付金200千円の追加は、社会福祉法人等による減免措置対象者の増加によるものでございます。繰出金12千円の減額は、介護保険特別会計への繰出金の減額でございます。

福祉センター管理費、需用費200千円の追加は、地域福祉センターのエアコンの修繕費でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金、広域入所負担金1,038千円の追加は、実績見込みによるもの。認可保育所負担金96千円の追加は、補助単価の改定によるものでございます。

衛生費、保健衛生費、予防費、職員手当等6,990千円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う人件費の補正でございます。

18ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費、負担金補助及び交付金、清掃センター負担

金3, 630千円の減額、し尿処理費、負担金補助及び交付金、クリーンセンター負担金1, 926千円の減額は、繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、委託料544千円の追加は、水土里情報システムデータ更新によるものでございます。

農地費、需用費968千円の追加は、電気基盤の劣化により、上田井地区の樋門の修繕を行うものでございます。

商工費、観光費875千円の減額は、キャンプ場を閉鎖したことによる各科目の減額補正でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、役務費、地積測量図作成手数料371千円の追加は、和田東42号線の拡幅に伴うもの。工事請負費、町単独工事16, 000千円の追加は、入山周囲1号線道路改良、拡幅工事で、いずれも道路に隣接する土地所有者から用地の無償提供の申出によるものでございます。

20ページ、都市計画費、都市計画総務費、委託料1, 179千円の追加は、都市計画道路の廃止に伴う、法定図書等作成委託業務でございます。

教育費、教育総務費、教育諸費、負担金補助及び交付金、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金2, 432千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により町立学校において修学旅行自体が中止、または一部の児童・生徒が出席停止等により参加できなくなった場合などに発生するキャンセル料等を補助するものでございます。

小学校費、学校管理費、備品購入費945千円の追加は、図書購入費として、2校に、500千円ずつの追加と和田小学校の図書室に図書除菌機の導入に伴う実績による減額でございます。

中学校費、学校管理費、共済費231千円の追加は、4月1日から講師として勤務されている会計年度任用職員の健康保険料等の追加でございます。

22ページ、こども園費、ひまわりこども園費500千円の追加は、会計年度任用職員の人件費の補正と、需用費では、7月において、給湯槽に接続している給水ポンプユニットを緊急的に交換、これに要した額を補填するものでございます。

社会教育費、図書館費64千円の減額は、会計年度任用職員による職員手当等と旅費の振替、また第2表での債務負担行為の補正と同様、図書館システム更新事業の実施に伴い、役務費では電算保守料88千円の追加、使用料及び賃借料では電算機器リース料の減額でございます。

保健体育費、体育施設費、需用費1, 380千円の追加は、第1若もの広場照明設備の一部において、腕金の著しい腐食が判明し、落下することが危惧されたため、現行予算をもって緊急的に修繕、これに要した額を補填するものでございます。

以上で、歳出の補正について、ご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は9時50分です。

午前九時三十五分休憩

———・———
午前九時五〇分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君）　17ページです。この超過勤務手当なんですけれどもね、コロナワクチンということで、接種ということで、大体何名分で、ごめんなさい、これは分かるかどうかは別として、何日分みたいななんもあつたら教えていただきたいと思います、どれぐらいかかっているのか。

○議長（谷重幸君）　健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君）　北村議員にお答えします。

コロナワクチン勤務手当ということで、大体何名分ということでございますけれども、一般事務でコロナワクチン接種に関する事務をしている超過勤務手当と、あと接種会場で勤務していただいている職員の超過勤務手当を合わせた手当になるんですけれども、平均して大体20名前後が、町の職員が土日に出ていただいております、今まで月平均で、4月から6月という形で、大体1,500千円ぐらいかかってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君）　7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君）　今のところ、関連で聞きたいことあるんですが、その前に、臨財債、額が確定したと。これ結局、残はどれだけかという単純な質問です。13ページですね、臨時財政対策債。

それと、今の北村議員の質問に関して、これ、たしか第1号の補正で4,500千出ているんじゃないんですかね。6月補正か何かで4,500千。それで、今回6,000千と10,500千。大体、年間の全職員の超過勤務手当の当初予算ぐらいの規模があるんですが、令和2年度で12,000千か3,000千ぐらいだったというふうに記憶しているんですけれども、先ほど、1か月単位で1,500千程度というふうなお話を、今ちらっと答弁を聞いたような気がします、何かちょっと計算が合わないというか、しっくりすとんと落ちてこないんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（谷重幸君）　総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君）　お答えいたします。

臨財債の残額という質問でございますけれども、当初予算では1億20,000千円、予算のほうを計上してございました。今回、7月の普通交付税の本算定によりまして、金額のほうが確定しました。確定金額が99,600千円といったところで、残額のほうに

ついてはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） コロナワクチン接種の超過勤務手当でございますけれども、4月から6月分の実績で4,512千円という形の実績が出てございまして、こちらのほうが4月から6月分ということでございます。今現在、補正に上げさせていただいてますのが7月から10月分という形で、合わせまして10,500千という形になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） その額の内容というのかな、積算のあれにどうこうじゃないんですけれども、ただ、もう既に10,500千。これは、先ほど事務方で数名、現場の接種会場で数名分ということで、健康推進課内の人数だけの分ではないんですよ。そのため手伝ってくれたというか、他の課の課員の来た分のもこの目で払っているから、こんだけの金額になるということでもいいんですかね。あまりに、要は超過勤務手当の額が大きくなると、それだけ職員一人一人の過大な荷重がかかっているのかなとか思ったり、そうしますと、ひいては接種事業に関して十二分なことができないのではないかなと危惧も、一般の方はされると思いますので、確認のためにお聞きしているんですが、その点はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 健康推進課の職員だけではなくて、福祉保険課のほうでも、老人ホームなどの集団接種の準備や段取り、そういった形の事務をさせていただいていますので、そういった分もこちらのほうに含まれてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 関連なのでお聞きするんですけれども、同じく今の保健衛生費の予防費のところの部分での歳入のところ、特定財源、国から6,990千というのは、9ページの新型コロナウイルスワクチン接種対策費、それから11ページの保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の補助金と、この2つを合わせたものとして、それだけで賄えるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 負担金と補助金を合わせたものでは、こちらの超過勤務手当、職員手当の部分になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） これも単純な質問ですけれども、21ページの小中学校修学旅

行キャンセル料等支援補助金、これは修学旅行に関して、まだこれからですから、あくまで見込額というか。昨日の質問で、中学校は県外2泊3日、小学校に関しては、これは僕も聞いていないんですけれども、やっぱり1泊2日で県内というのが前提ですか。そこたいちよつと確認したいのと、それと、この2,432千円、この額の算定基準といいますか、こういう額になった基準というか、やっぱりキャンセルの日によりによって変わってくると思うんですけれども、いつキャンセルするかによって額が違うと思うんで、そういう算定基準があれば教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 少し長くなるかも分かりません。

まず、キャンセル料です。20日前から8日前までが20%、旅行代金の。7日から2日前までが30%。1日前の前日が40%。当日出発前で50%。当日出発後は、これはもうキャンセル料というよりも権利放棄ということで100%になってございます。

まず、松原小学校でございすけれども、旅行代金が1人当たり41,179円で、18人分、児童数でございす。どの率を選択するかというところでございすが、当日の出発前の50%のキャンセルを想定して、41,179円の人数分18人掛ける50%、370,611円でございます。同様に、和田小学校も41,176円掛ける22人の50%で、452,936円。松洋中学校でございす。58,484円の55人の50%で、1,608,310円で、これを積み上げますと2,432千円でございす。

対象なんですけれども、感染拡大防止の観点から、旅行自体を急遽中止とした場合。それから、ある特定の児童・生徒が新型コロナに起因しまして出席停止措置となった場合。それから、その他新型コロナウイルスの感染の影響でやむを得ず断念し、修学旅行に参加できなかった児童・生徒、そのあたりまでカバーしてあげようかなというふうを考えているところでございす。

なお、キャンセル料ですけれども、先ほど申し上げました41千円とか58千円とかという単価設定を、今の旅行代金の見積書から拾って積算しております。これ、実際のところは、先方さんのある特定の、例えばレストランがもうキャンセル料は要りませんよというようなケースも、先方さんのご好意でキャンセル料にカウントされないという部分もあるかと思ひます。しかしながら、旅行観光業界さんも非常に苦しいということで、一応、旅行代金の全額で積算させていただいたというところでございす。

修学旅行自体は、小学校は県内で1泊2日でございす。中学校は、今のところございすけれども、徳島、香川方面で、2泊3日で計画されているというところでございす。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 積算基準はよく分かりました。ですけれども、一応キャンセルとかなるということは、やっぱりコロナの影響が多いと思うんで、これはあくまで町の出

費ですね。コロナのほうの支援金からこれを充てるということは、これはできないわけですか、そこあたりをちょっと。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 例えば、地方創生の交付金とか充当できないのかというようなご質問かと思えますけれども、これにつきましては、現時点では、もう町単独ということで予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） すみません、ちょっと14ページ、15ページの歳出の総務管理費の24目の新型コロナウイルス感染症対策費の中の区分17、備品購入費915千円、図書除菌機、松原小学校にというところなんですけれども、ここでは新型コロナウイルス感染症の対策費で、図書除菌機が項目として出ております。この間の6月議会の折に、和田小学校の除菌機が学校管理費の17番の備品購入費で出しているんですけれども、私思うのに、ここで新型コロナウイルス感染症対策が出るのであれば、これもこの項目で出ないのかなとか思ったりするんですけれども、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 私どももそのような形で、議員がおっしゃるような形で、まずは補正予算要求を小学校費のところさせていただきました。ただ、予算査定の中で、これは交付金を充当しますので、その部分については、目で一括しているんな事業を計上しているということなので、結果として小学校費ではなく、こちらになったというところでございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 事情がそういうことだということで、何か私も納得もなかなかできませんが、それでということで。

そうしたら、今度、図書の件です。学校管理費の小学校の備品購入の図書なんですけれども、1000千。松原小学校と和田小学校に図書を入れるということで、そこに大原財団のほうの445千円、それと除菌の970千円から減額になりました55千円を入れまして、500千。それで一般財源から500千ということなんです。

そもそもの大原基金の考え方というところにいくんですけれども、私は大原さんの思いというのが、私の取り方で申し訳ない、和田小学校の学童の皆さんのために役立ててほしいという趣旨だったと思うんです。それで、私これを見て、もちろん和田小学校と松原小学校を平等にするのは、何ら問題は全然、考え方の問題はないんですけれども、何か考え方の中で、和田小学校だけ財団が来ているのに、特別感というんですか、何か私あるのかなと思っていました。特別、和田小学校だけで財団の費用を使って、仮に500千ずつ図書をするんだったら、和田のほうへ200千財団からいって、700千、特別やっぱり和田のほうが充実しています、それに大原基金を使ったよというような感覚で私は取って

いたんですけれども、この金額を見ておきますと、何か予算の中で、和田はここからもあるから使おう、ほんでそれと平等にするんに、一般財源から松原も同じようにしようというように感じて、ちょっと性質の問題になってくるんですけれども、何かちょっと違和感があるんですけれども。

その考え方というところで、金額もちろんですけれども、もう一度大原財団の基金について、ちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、数字的なところをもう一度、またご説明させていただきます。

今回、この20ページ、21ページの小学校費、図書購入費1,000千円でございます。これは議員おっしゃるように、500千円は町の単独費で、松原小学校に図書を購入します。和田小学校にも、同額の500千円で図書を購入します。その500千円につきましては、大原さんから頂戴いたしましたお金を財源として充てているところでございます。

大原基金なんですけれども、6月議会で970千円取崩しを計画させていただきました。そのお金で、実際、図書除菌機が914千100円でございます。なので、決算ベースで申し上げますと、914千100円がまず図書除菌機で、大原さんから基金を取り崩した額です。それと合わせて、今回500千プラスで、大原基金の取崩し額の決算ベースでいきますと、1,415千円というふうなところでございます。

私ども、大原さんから頂いたお金は、やっぱり和田小の図書の充実へと。それから一方、ひとしく教育をとという観点から、松原小学校にも同様に図書の充実をとということで、今回、それぞれ500千ずつ計上させていただくとともに、図書除菌機の導入もさせていただいたところでございます。

図書の選書のほうも、司書さんと校長先生を中心にして行ってきてくださっています。例えばSDGsに関係する図書でも、選書の中で2冊ぐらいはやっぱりあると。そういうところも重点的に、今回充実を図りたいというような形で、予算を上げさせているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 今の課長の数字的なことだったんですけれども、教育委員会の大原基金に対する考え方というんですか、それについて補足して説明したいというふうに思います。

議員さんおっしゃられますように、押しなべて和田小学校と松原小学校を入れていくなれば、せつかくの大原さんの気持ちというんですか、それが表面化しないじゃないかと、そういうお話であったように思うんですけれども、私どもとしましては、例えば除菌機、これも大原基金から出していただいたんですけれども、そうすると、課長も先ほど申し上げましたように、じゃ、松原とはなくてええんかという話になるかと思えます。というこ

とで、やっぱり町内、町立小学校ですので、ひとしくいろんな設備なんかを整えていくというのは、これも教育委員会の義務であるかと思います。

ということで、大原さんが基金というのをご寄附をいただいたおかげで、和田小学校の図書設備というんですか、備品が充実することになったと。それによって、それがきっかけというんですか、松原小学校においても同様に、いろんな除菌機なり図書の充実を図っていくという、相乗効果という言葉がいいのかどうかあれなんですけれども、きっかけになりまして、両校の図書機能というんですか、図書館教育がさらに進められるようになったというふうに捉えていただければありがたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、大原さんのご寄附によって、和田小学校が充実するだけじゃなく、それをきっかけに松原小学校についても充実を図ると。これ、本当から言えば、そういう基金がなくても、単独でやっていかなければならないことであつたか分からないんですけれども、なかなかそこまで、思い切ったとこまでできていなかったというような実情があります。ということをそんなふうに捉えていただければ、大原さんのほうも、きっとある意味納得していただけるのではないかなというふうに思うわけなんです。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） よく分かりました。

昨年、元年、平成30年ですか、やっぱり600千ぐらいの図書の購入の費用でありました。29年は大体200千円ぐらいの金額で購入していたと思います。それがこの大原さんのご好意の基金によりまして、それをきっかけに、またこの間も予算では600千出ておりました。その上にまた1,000千という本の充実を図り、このコロナ禍で外へ出られない子供たちに、みんな本を読むことをこのときに覚えてもらって、知識を入れてもらうという意味においても、やっぱり大原基金というのはいきっかけで、多大な力を発揮したんだと思います。

そこでですが、この間、6月の定例会で、その5,000千円と利息の5千円と、大原基金のほうに多分入ったと思うんですけれども、前から条例があつたということは、多分前も頂いていたというように、この間お聞きしました。今現在、残高はどれぐらいになっておりますか。それがやっぱり、今後、子供たちの図書の充実にもなると思うので、参考のためにお聞かせいただければと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

前の基金の条例についてですが、平成5年の10月29日に制定のほうを行っております。その後、残高のほうがなくなりまして、平成10年3月27日に廃止条例のほうを上げているといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今回、表を見て気がついただけでございますので、最後のほうについている給与費明細、一般職等々の中の最後から2番目のページかな。（3）給料及び職員手当等の状況、アがあり、イ、初任給のところですか。高校卒、大卒と、この差額がありますが、これは例えば、高卒で22歳で入ってこられた。大卒で22歳で入ってこられて、この金額ということですか、また、32千円の差額が出る、その何か根拠的なものはあるんでしょうか、ご説明願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

職員の初任給についてでございます。こちらの給料につきましては、国に準じた形で決まっております。

これはあくまで、直接採用、高校を卒業して直接役場に採用された場合、また大学を卒業して直接採用された場合の金額でございます。民間とかそういったところで経験を積まれた方については、これにプラスしてから初任給が決定されるといったところでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） じゃ、国の基準によってって、その基準はどこへ聞いたら分かるのかということと、今、単純に言うと、大卒直採だと、いわゆる浪人もあるのか分かりませんが、一般的には22歳という理解だと思えるんですけども、それと高校を出て4年間職業経験があつて、同じ22歳ですよ。何か具体的に勘案するとかいうか、初任給を決定する、何かそういうものはあるんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、美浜町の給料につきましては、国家公務員の給料に基づいて決定のほうをしているといったところでございます。それというのが一般職の給与に関する法律、また初任給については、一般職の給与に関する法律の下に初任給、昇格云々の規則といったところで、初任給の決定に関する規則がございます。その中で、大学卒の場合は幾ら、高校卒の場合は幾らと、そういうふうに決められておりますので、それに準じた形で美浜町のほうも給料のほうを決定していくといったところでございます。毎年、国のほうは人事院勧告のほうを出しておりますので、そちらについても、国に準じた形で美浜町の給料を決定すると、そういったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,700千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を10億71千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金628千円は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分5,072千円は、前年度の診療報酬の確定による精算でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金620千円及び普通交付金償還金5,080千円は、前年度に交付を受けた特定健康診査等負担金償還金及び普通交付金の確定による精算でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第3号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,088千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億41,059千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料149千円の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、調整交付金、特別調整交付金40千円の追加は、令和2年度の介護保険第1号被保険者保険料減免措置分の本年度受入れ分、介護保険事業費補助金710千円の追加は、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）38千円の追加と、次の県支出金、県補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の19千円は、事業費の追加によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金31千円の減額は、歳出、総務費への充当によるもの。次のページの地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）19千円の追加は、事業費の追加によるものでございます。

諸収入、雑入2,442千円の追加は、前年度の国庫負担金及び支払基金交付金の精算による追加受入れ分でございます。

次に、10ページの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、一般管理費、委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料で1,320千円を追加、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合の介護認定審査会費分担金641千円の減額で、繰越金の確定によるものでございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費は、財源更正でございます。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、在宅医療・介護連携推進事業費99千円の追加は、救急医療情報キットの追加購入によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金2,310千の追加は、前年度の給付事業と地域支援事業の精算による国・県支払基金への償還金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 2点です。

まず、6ページの一般会計繰入金、これのそもそもの財源の内訳をお示し願いたい。

それと、11ページ、一番上、委託料。委託料じゃない。その下、負担金補助及び交付金。これ、減額があるということですが、そもそも広域行政事務組合の分担金、これの財源はどうだったんですかね。要は委託料については、710千の国・県からのがありますが、残額がこの減額で賄われているような表にはなっていますが、その分に一般財源部分が入っているのかどうかを知りたいので、お聞きする次第です。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 繰入金の事務費繰入金と、続けての負担金補助及び交付金の御坊広域行政事務組合について、いずれも町一般財源の財源によるものでございます。以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第4号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,643千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億38,648千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は1,643千円の追加でございます。出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,643千円の追加は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに一括して質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

次に、本件、一括して討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字和田1228番地、田中慎太郎氏の選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、田中慎太郎氏の選任については、同意することに決定しました。

2人目、美浜町大字三尾572番地の3、小薮清信氏の選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、小薮清信氏の選任については、同意することに決定しました。

よって、議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第6号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前十時三十一分散会
再開は明日16日、午前9時です。
お疲れさまでした。